

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、平成4年8月6日第1号（平成4年香川県告示第601号）で行った認定を取り消したので、次のとおり公告する。

令和3年10月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 取 消 番 号 第1号

2 取 消 年 月 日 令和3年10月22日

3 認定の取消しを行った対象区域

丸亀市城東町三丁目125番1、126番1、127番1、128番1、129番1、129番3、130番1、146番1、147番、148番、149番、150番、151番1、151番4、166番1、167番1、168番、169番、170番、171番、172番1、173番1、174番1、175番1、176番2、187番1、188番1、189番1、190番、191番1、192番1、193番1、194番、195番1、196番1、197番1、198番1、199番1、200番1及び201番1